

## 少年法の適用年齢の引き下げに反対する会長声明

- 1 選挙権年齢を18歳以上に引き下げることとする「公職選挙法等の一部を改正する法律案」が成立したことに伴い、自由民主党が設置した「成年年齢に関する特命委員会」では、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることの検討が本格化している。

しかし、法律の適用年齢を考えるに当たっては、それぞれの法律の立法趣旨に照らし、法律毎に慎重に検討すべきであり、選挙権年齢と少年法の適用年齢とを同一にしなければならない必然性はない。

少年法は、少年は未だ心身の発達が十分でなく、環境その他外部的条件の影響を受け易く、刑罰を科すよりも保護処分による方が更生に適しているとの考えから、その適用年齢を設定している。そして、旧少年法（大正14年4月17日法律第42号）では、少年法の適用年齢を18歳未満としていたところ、現行少年法（昭和23年7月15日法律第168号）への改正に当たり、その適用年齢が20歳未満に引き上げられた経緯がある。現在においても、これを変更すべき理由・必要性は見当たらない。

- 2 近時、少年による凄惨な凶悪事件が発生し、この様な凶悪事件が広く報道されていることを受けて、少年事件が増加・凶悪化しているとして、少年法の適用年齢を引き下げるべきとの意見もある。

しかしながら、刑法犯少年の検挙人員は、減少傾向にあり、平成26年には4万8361人と戦後過去最低を記録している。また、殺人、強盗、放火、強姦等といったいわゆる凶悪犯罪についても、平成17年が1441人であったものが、平成26年には703人にまで減少している。

この様に、少年による刑事事件の増加・凶悪化の傾向は認められず、少年法の改正が必要との状況にはない。また、米国では、少年法の適用年齢を引き下げる等の厳罰化を行ったが、凶悪犯罪を抑止する効果がなかったとの指摘もある。

- 3 仮に、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げると、18歳及び19歳の少年が成人と同様の手続で処分されることになる。

しかしながら、成人の刑事事件の公判請求率は、平成25年で約7.3%に過ぎず、これまで全件が家庭裁判所に送致され、家庭裁判所を含めた関係機関による調査・働きかけ・環境調整等が図られていた18歳及び19歳の少年のほとんどについて、これら

の対応が図られないまま社会に戻されることになる。これでは、18歳及び19歳の少年が更生する機会を失ってしまうことになり、再犯の可能性を高めることになりかねない。

- 4 少年法の適用年齢の引き下げを議論するのであれば、少年による刑事事件数の推移等の統計資料や、少年法に基づき18歳及び19歳の少年に対して行われてきた各種の取り組みの成果を検証した上で、根拠に基づいた十分な議論が必要である。

少年法の適用年齢を引き下げた場合の悪影響等を十分に検証することなく、選挙権年齢が引き下げられる、少年による凶悪事件に対しては厳罰をもって臨むべきであるとの理由だけで、安易に少年法の適用年齢を引き下げることになれば、逆に再犯の増加を招き、少年にとっても社会にとっても不利益な結果になりかねない。

- 5 以上のとおりであるから、当会は、少年法の適用年齢の引き下げに強く反対するものである。

2015年（平成27年）7月31日

愛媛弁護士会

会長 大 熊 伸 定